

## 社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 役員・評議員報酬規程

### (目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会（以下「当会」という。）定款第10条に定める評議員報酬等及び第24条に定める役員の報酬等に関して、報酬等の支給の基準及びその他の必要事項を定める。

### (評議員の報酬)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、報酬として月額5,000円を支給する。

### (役員区分)

第3条 役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）を、その勤務形態により常勤役員と非常勤役員に区分し、理事長、副理事長及び常務理事を常勤役員、その他の理事及び監事を非常勤役員とする。ただし、財務管理について識見を有する者として選任する監事は、常勤役員とみなす。

### (常勤役員の報酬)

第4条 常勤役員に対して、次の各号に定める報酬を支給する。

- |          |             |
|----------|-------------|
| (1) 理事長  | 月額 100,000円 |
| (2) 副理事長 | 月額 40,000円  |
| (3) 常務理事 | 月額 98,300円  |
| (4) 監事   | 月額 30,000円  |

- 2 当会の職員の地位を有する常勤役員又は所轄行政庁の職員の地位を有する常勤役員で、その地位に基づく給与等の支給を受ける者については、前項の役員報酬を支給しない。
- 3 月の途中において就任又は退任した常勤役員の報酬は、日割り計算により支給する。

### (非常勤役員の報酬)

第5条 非常勤役員が、その職務のため理事会に出席し又はその他の法人業務を行うときは、報酬として月額5,000円を支給する。

- 2 理事会の出席とその他の法人業務が同日に行われる場合は、1日分の報酬とする。
- 3 前条第2項の規定は、非常勤役員について準用する。

### (出張旅費)

第6条 役員等（理事、監事及び評議員をいう。以下同じ。）が、その職務のため出張する場合は、当会の旅費規程に基づき交通費、宿泊費及び日当を支給する。ただし、この場合において、第2条又は第5条第1項に規定する報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第7条 役員等が、評議員会又は理事会に出席したときは、届け出に基づき交通費を支給する。役員等が、その職務のため、当会の事業所等においてその他の法人業務を行う場合において同様とする。

2 前項に定めるもののほか、役員等が、その職務を遂行するために支出した費用で必要と認められるものは、請求に基づき実費相当額を支弁する。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に支給する報酬は、通貨により、次の各号に定めるところにより支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことができる。

(1) 常勤役員の報酬は、毎月25日(金融機関の休業日であるときは、その前日)に支給する。

(2) 非常勤役員及び評議員の報酬は、支給対象となる会議又は業務の都度速やかに支給する。

2 報酬を支給する場合は、法令の定める源泉所得税及び負担すべき保険料を控除する。

3 第6条の出張旅費は、事後の請求に基づき速やかに支給する。ただし、旅費の概算払いを受けたときは、事後に速やかに精算するものとする。

4 第7条第1項の交通費は、第1項の報酬支給に合わせて支給する。

5 第7条第2項の費用は、その請求の都度速やかに支給する。

(公表)

第9条 当会は、本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の決議を得なければならない。

附則

1 本規程は、平成29年4月1日から施行する。本規程の施行をもって、社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会の役員等で非常勤のものの費用弁償及び報酬の支給に関する規程(平成元年9月20日施行、平成26年4月1日最終改訂)を廃止する。

## 役員・評議員報酬規程の制定について

### (1) 役員報酬の支給基準に関して考慮・検討すべき事項

- ① 日額報酬の金額は、評議員報酬と同額とすることが望ましいこと。
- ② 月額報酬の金額は、日額報酬の水準を参考にして定めることが望ましいこと。
- ③ 理事長の責任及び業務量を考慮すれば、現行の理事長報酬は副理事長報酬に比較して過少であり、是正すべきとの意見があること。
- ④ 常務理事を除く月額報酬の総額は、現行のものと比較して大きく増減しないようにすること。
- ⑤ 兵庫県下や阪神地区社協の水準を参考並びに配慮すること。

最高額 理事長月額 100,000 円                      副理事長月額 35,000 円  
監事日額 8,000 円、年額 100,000×2 (監査報酬)  
非常勤役員日額 8,000 円、年額 120,000 円                      評議員日額 8,000 円

### (2) 変更案

#### 非常勤役員・評議員 (日額報酬)

会議出席その他の業務の都度 日額報酬 5,000 円

#### 常勤役員 (月額報酬)

##### 理事長報酬

(日当 5,000 円×120 日+職務手当月額 50,000 円×12) ÷12=100,000 円  
現行 68,600 円 (31,400 円増額)

##### 副理事長報酬

(日当 5,000 円×60 日+職務手当月額 15,000 円×12) ÷12=40,000 円  
現行 49,000 円 (9,000 円減額)

##### 常務理事報酬

(日当 5,000 円×200 日+職務手当月額 15,000 円×12) ÷12=98,300 円  
現行規定なし

##### 監事 (公認会計士、評議員選任委員会委員)

(日当 5,000 円×32 日+監査報酬 100,000 円×2) ÷12=30,000 円  
現行 33,300 円 (3,300 円減額)

#### ※常勤役員報酬の総額 (常務理事を除く) の増減

(現行) 月額 248,900 円 (年額 2,986,800 円) → (変更後) 月額 250,000 円 (年額 3,000,000 円)